

**消費者団体訴訟制度の担い手をめざして公益的な活動を展開**  
なくそう悪質商法 ひろげよう  
消費者の権利

**団体の設立にいたる経緯**

ひょうご消費者ネットは、兵庫県において消費者団体訴訟の担い手をめざして設立されたNPO法人である。会員は弁護士、司法書士、消費生活相談員等を中心に約100名。2005年4月に設立に向けて協議を開始し、不当約款の事例学習を行いながら、同年12月の設立総会を経て、2006年4月に、兵庫県からNPO法人の認証を受けた。2007年は適格消費者団体としての認定申請を行う予定である。

**生命保険業界のクーリング・オフ妨害の是正申入れ活動など**

現在、会員や一般消費者から不当な約款や不当勧誘行為などの被害情報を消費者被害110番の実施や当団体のホームページの被害情報メール箱において広く、受け付け情報の収集を行なっている。

これらの被害情報に基づき、各事案について会員等が分析し、問題点の検討を重ねたうえ、その結果、是正が必要と判断された場合は事業者や事業者団体に対して、是正を求める申入書を作成、送付する取り組みを行い、常時複数の検討グループが活動している。

2006年8月には社団法人生命保険協会に対して、保険のクーリング・オフに関する申入れを行なった。従来、銀行員が変額年金保険を訪問販売した場合に、消費者がリスクに気づいてクーリング・オフをしようとしても、生命保険各社は「保険会社に保険料を振込み送金したらクーリング・オフを認めない」としている。

さらに、同協会は2006年3月、「注意喚起情報作成ガイドライン」を作成し、各社に対して、「パンフレット等に『預金口座に保険料を支払った場合は、顧客が十分検討の上で申込みとともに送金したものとみなし、送金後はクーリング・オフができない』と記載する」ように勧めている。

しかし、当団体が保険業法、施行令、施行規則を精査すると、「現行法令は口座振込みで支払った場合でもクーリング・オフを認めており、各社がクーリング・オフ権を認めないというのは法令解釈の誤りである」と考えられ、同協会のガイドラインは不当な「推奨行為」である。このため、同協会に対して、ガイドラインの上記項目を削除することと、現在各社が行い続けているクーリング・オフ妨害行為を中止するよう指導することを申入れた。

同協会からは、2006年10月、「クーリング・オフを認めないのは法令の範囲内であるが、今後、クーリング・オフ導入に向けて取り組み、金融庁に法令の見直しの検討を要請した」という回答書が到着した。これに対して、再度、「法令の範囲内というのならその根拠を、条文や法解釈を示して明らかにしてほしい」等を申し入れ、再び同協会から回答書が届くなど、やりとりした(申入書、回答書は当団体のホームページに掲載)。

次に、司法試験、税理士試験などの資格試験予備校の約款を取り上げた。大半の事業者は、「受講料は一切返金しない」「死亡・重大な疾病以外は解約を認めない」といった条項を設けている。これらは消費者契約法10条違反と考えられる。2007年3月、11事業者に対して、解約制限条項を削除し、解約料を取る場合でも妥当な範囲に抑えるよう申入れを行った。

今後も、このような不当約款や不当勧誘の是正勧告に係る活動に意欲的に取り組み、活動実績を積んでいきたいと考えている。

### セミナー、シンポジウムの開催活動

公開行事としては、2006年6月に設立記念セミナー(参加者約110人)、11月にシンポジウム「割賦販売法改正に向けて」(参加者約120人)を開催した。後者は、立法担当者、学者、実務家、消費生活相談の担当者を交え、悪質販売、過剰与信などのクレジット被害を防止するためには、どのような法改正が求められているかについて実践的な議論を交わした。

一つのテーマを深く掘り下げ、様々な議論を世に問うことは、法改正や消費者運動の推進力になると考えられる。

今後も、公開セミナーやシンポジウム、ホームページなどで随時、情報の発信を行っていく予定である。

### 活動における問題点

現在、活動を進める中で、申し入れ活動に際して、事業者の約款や勧誘資料、個別事例に関する情報の入手に苦勞すること、活動が活発化すればするほどそれに伴う経費が増えてしまい、会費や寄付だけでは必ずしも資金面が十分と言えないことが問題点である。

今後、適格消費者団体となって訴権を持ちつつ、事業者の不当な活動があれば、これを是正させて市場を健全化したいと考えている。適格消費者団体がその特性を生かしながら、実情に応じた活動ができるよう地方公共団体等のご支援をいただきたい。

### 今後の取り組みの方向性について

当団体は、改正消費者契約法の規律に従い、消費者全体の被害の防止、利益の擁護を図りたいと考えている極めて公益的な団体である。これらの活動をすすめていく上で重要なことは、これまで消費者問題に取り組んできた各分野の専門家と連携を図りながら、各消費者団体や消費者行政等の関係諸機関とネットワークを組み、消費者のみなさまと共に活動を進めていくことだと考えている。

具体的には、是正勧告に係る申し入れ活動を中心に、消費生活に関する意見の表明又は政策提言や消費者政策の研究、消費者被害情報をまとめた出版活動、消費者問題に関する講演会への講師派遣や事業者向けや消費者向けセミナーの開催などの啓発活動の事業に取り組んでいきたい。また、地域に密着した活動を推進し、消費者団体訴訟の担い手となり、社会的役割と使命を果たしていきたい。